

議員提出議案第21号

日本学術会議の特殊法人化の撤回を求める意見書について

日本学術会議の特殊法人化の撤回を求める意見書を関係行政庁に提出するため、議会の議決を求める。

令和7年6月13日

提出者	北九州市議会議員	永井	佑
〃	〃	伊藤	淳一
〃	〃	宇土	浩一郎
〃	〃	高橋	都
〃	〃	山内	涼成
〃	〃	荒川	徹
〃	〃	大石	正信

提案理由 日本学術会議が特殊法人化されれば、政府の人事関与が強まり、人材は政府の意向に沿う者が選ばれ、独立した意見が排除される可能性があることから、日本の学問の自由と表現の自由を守るため、日本学術会議の特殊法人化を撤回するよう政府に要請するため。

## 日本学術会議の特殊法人化の撤回を求める意見書

日本学術会議法は1948年に制定されました。戦前、人類の自由と幸福の発展のためにあるべき科学が、殺りくの兵器などを開発する道具とされ、科学者が国家のしもべとして戦争に駆り立てられた痛苦の反省に基づくものです。この反省から、学術会議は政府から独立した機関として設立されました。これは、科学の自由と中立性を守るための最大の保障でした。

しかし、政府は理由を明らかにしないまま任命拒否を行っており、特殊法人化されれば、政府の人事関与が強まり、人材は政府の意向に沿う者が選ばれ、独立した意見が排除される可能性があります。

また、報告義務や意見聴取などの名目で、政府の監視が強まることも予想されます。

学術研究と政策提言において、政府からの独立性を失えば、自由な学問の場は失われ、社会全体にとって重大な損失となります。

よって、本市議会は、政府に対し、日本の学問の自由と表現の自由を守るため、日本学術会議の特殊法人化を撤回するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和 年 月 日

北九州市議会

提出先 内閣総理大臣  
内閣官房長官

議員提出議案第 22 号

消費税率の引下げを求める意見書について

消費税率の引下げを求める意見書を国会及び関係行政庁に提出するため、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 13 日

提出者	北九州市議会議員	永井	佑
〃	〃	伊藤	淳一
〃	〃	宇土	浩一郎
〃	〃	高橋	都
〃	〃	山内	涼成
〃	〃	荒川	徹
〃	〃	大石	正信

提案理由 長引く物価高騰や実質賃金の低下などにより、国民生活は厳しさを増しており、日常生活の維持すら困難な状況に陥っている家庭も少なくなく、景気回復と国民生活の安定を図るためには、可処分所得の向上を実現し、消費の下支えを行う施策が不可欠で、消費税の引下げはその有効な手段の一つであることから、消費税の引下げを早急に検討・実施することを国会及び政府に要請するため。

## 消費税率の引下げを求める意見書

我が国においては、長引く物価高騰や実質賃金の低下などにより、国民生活は厳しさを増しており、とりわけ低所得者層や子育て世帯、高齢者世帯を中心に、日常生活の維持すら困難な状況に陥っている家庭も少なくありません。

こうした中、ほぼ全ての消費に課される消費税は、家計に直接かつ大きな負担を強いるものであり、国民の生活を圧迫しています。

生活必需品に対しても一律に課税される現行制度は、物価上昇と相まって、消費の抑制や景気の悪化を招く要因ともなっています。

現在、景気回復と国民生活の安定を図るためには、可処分所得の向上を実現し、消費の下支えを行う施策が不可欠で、消費税の引下げはその有効な手段の一つであり、実効的な対策の実施が強く求められています。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、国民の負担軽減と経済活性化に資する対策として、消費税率の引下げを早急に検討・実施することを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和 年 月 日

北九州市議会

提出先 衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
経済産業大臣

議員提出議案第23号

今国会で選択的夫婦別姓制度の実現を求める意見書について

今国会で選択的夫婦別姓制度の実現を求める意見書を国会及び関係行政庁に提出するため、議会の議決を求める。

令和7年6月13日

提出者	北九州市議会議員	永井	佑
〃	〃	伊藤	淳一
〃	〃	宇土	浩一郎
〃	〃	高橋	都
〃	〃	山内	涼成
〃	〃	荒川	徹
〃	〃	大石	正信

提案理由 多様な価値観を認め合い、誰もが将来に希望と展望を持てる社会の実現のために、選択的夫婦別姓制度の導入は不可欠であることから、同制度の導入を今国会で実現することを国会及び政府に要請するため。

## 今国会で選択的夫婦別姓制度の実現を求める意見書

「一般社団法人あすには」の調査では、事実婚を選んだカップルの約3割（20代女性では約4割）が姓を変えることを望まないことを理由に挙げており、選択的夫婦別姓制度の導入を待つ結婚待機人数は、全国で約58.7万人に上ると推計されています。同制度の導入を求める世論はますます高まっており、各種世論調査でも賛成が反対を大きく上回る結果が続いています。

昨年の衆議院議員総選挙の結果、選択的夫婦別姓制度に賛成する立場の議員が参議院だけでなく衆議院においても多数を占めるようになりました。すでに国会には同制度の導入に向けた民法の一部を改正する法律案（以下「民法改正案」という。）が提出され議論が進んでおり、「今国会で実現を」の声に立法府は応える必要があります。

多様な価値観を認め合い、誰もが将来に希望と展望を持てる社会の実現のために、選択的夫婦別姓制度の導入は不可欠です。そもそも夫婦同姓の制度をとっているのは世界でも日本だけです。民法改正案は「強制的な別姓」ではなく、「姓を選べる自由」を保障するものであり、結婚する全ての人の権利を尊重する仕組みです。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度の導入を今国会で実現することを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和 年 月 日

北九州市議会

提出先 衆議院議長 法務大臣  
参議院議長 内閣官房長官  
内閣総理大臣 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）  
総務大臣

議員提出議案第24号

被爆80年に当たり核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書  
について

被爆80年に当たり核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書を関係行政  
庁に提出するため、議会の議決を求める。

令和7年6月13日

提出者	北九州市議会議員	永井	佑
〃	〃	伊藤	淳一
〃	〃	宇土	浩一郎
〃	〃	高橋	都
〃	〃	山内	涼成
〃	〃	荒川	徹
〃	〃	大石	正信

提案理由 国際的に核兵器を法的に禁止する核兵器禁止条約に日本政府は署名・  
批准を行っておらず、この姿勢は、被爆者の願い、国際社会の期待及び市民の  
平和への思いに著しく背くものであることから、核兵器禁止条約に署名・批准  
し、核兵器廃絶に向けた国際的取組に積極的に加わることを政府に要請するた  
め。

被爆 80 年に当たり核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書

2025年、世界は依然として核兵器の重大な脅威に直面しています。ロシアによるウクライナ侵略における核使用の威嚇、各国で強まる核抑止依存の動きは、核兵器がもたらす破滅的な非人道的結末の現実性を改めて突きつけています。

こうした中、核兵器の非人道性を根拠に、国際的に核兵器を法的に禁止する核兵器禁止条約（TPNW）は、核廃絶に向けた新たな流れとして支持を広げており、第3回締約国会議には多くの国々と市民社会の代表が参加しました。

唯一の戦争被爆国である日本こそ、この条約の理念と行動の先頭に立つべきです。しかし、残念ながら日本政府は、いまだに条約への署名・批准を行っておらず、締約国会議への参加すら拒否しています。この姿勢は、被爆者の願い、国際社会の期待、そして市民の平和への思いに著しく背くものです。

北九州市は準被爆都市として長年にわたり、核兵器の廃絶と戦争のない世界を目指してきました。今年是被爆80年の節目を迎えますが、被爆者の高齢化が進む中、その証言を後世に伝え、核兵器廃絶の願いを実現するために、日本政府が果たすべき歴史的責任は極めて重大です。

よって、本市議会は、政府に対し、被爆80年に当たり、核兵器禁止条約（TPNW）に署名・批准し、核兵器廃絶に向けた国際的取組に積極的に加わることを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和 年 月 日

北九州市議会

提出先 内閣総理大臣  
外務大臣

議員提出議案第25号

最低賃金法の改正と中小企業等への支援の拡充・強化を求める意見書について

最低賃金法の改正と中小企業等への支援の拡充・強化を求める意見書を関係行政庁に提出するため、議会の議決を求める。

令和7年6月13日

提出者	北九州市議会議員	永井	佑
〃	〃	伊藤	淳一
〃	〃	宇土	浩一郎
〃	〃	高橋	都
〃	〃	山内	涼成
〃	〃	荒川	徹
〃	〃	大石	正信

提案理由 物価の高騰が国民の暮らしを直撃していることや、地方と都市部の価格差が縮小傾向にあることから、最低賃金の大幅な引上げとともに、地域間格差を是正するため、最低賃金法を全国一律の制度に改正し、また最低賃金の引上げにより企業経営が影響を受けないよう、中小企業・小規模事業所への支援策の拡充・強化を政府に要請するため。

## 最低賃金法の改正と中小企業等への支援の拡充・強化を求める意見書

物価の高騰は国民の暮らしを直撃しています。労働者の暮らしを守りつつ日本経済を回復させるためには、賃金の底上げを加速させることが不可欠です。国内総生産の約6割を占める個人消費を支えるためにも、国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の抜本的な引上げが求められます。

現行の最低賃金法における地域別最低賃金によって、地域間格差が生まれ、同じ仕事でも働く地域によって賃金に差がつけられています。この背景には、地方は物価が安いというイメージがあります。しかし、近年では大手チェーン店の進出等により、地方と都市部との価格差は縮小傾向にあり、地方では車の維持費や長距離移動によるガソリン代など、見えにくい出費が多く発生しており、単純に地域差を測ることはできません。最低賃金の大幅な引上げとともに、地域間格差を是正するため、最低賃金法を全国一律の制度に改正することは喫緊の課題です。

全国一律の最低賃金制度とその引上げを実現するためには、中小企業・小規模事業所に対し、政府による助成や融資、仕事おこし、取引単価の改善につながる施策の拡充、そして大胆な財政出動などの、抜本的な支援強化が不可欠です。また、下請け企業に対する単価の引下げが行われないう、公正な取引ルールを徹底し、その実施を担保する指導体制の充実が必要です。これらの取組は、地域の活性化と地域経済の好循環に大きく寄与するものと考えます。

よって、本市議会は、政府に対し、最低賃金法を全国一律の制度に改正し、労働者の生活を支えるため、最低賃金を1,500円より大きく上回るように引き上げること、また、その引上げにより企業経営が影響を受けないよう、中小企業・小規模事業所への支援策を抜本的に拡充・強化することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和 年 月 日

北九州市議会

提出先 内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣

議員提出議案第26号

能動的サイバー防御法の廃止を求める意見書について

能動的サイバー防御法の廃止を求める意見書を関係行政庁に提出するため、議会の議決を求める。

令和7年6月13日

提出者	北九州市議会議員	永井	佑
〃	〃	伊藤	淳一
〃	〃	宇土	浩一郎
〃	〃	高橋	都
〃	〃	山内	涼成
〃	〃	荒川	徹
〃	〃	大石	正信

提案理由 能動的サイバー防御法は、政府が電気通信設備から通信情報を本人の同意なく収集・利用できる仕組みを構築しようとするものであり、憲法や自由権規約が保障する「通信の秘密」を侵害するおそれが大きく、また、自治体を含むインフラ事業者や民間企業との当事者協定によって、利用者に無断で通信情報が政府に提供される点も重大な問題であることから、同法の廃止を政府に要請するため。

## 能動的サイバー防御法の廃止を求める意見書

政府が今国会に提出し成立したいいわゆる能動的サイバー防御法は、サイバー攻撃の実態把握を名目に、政府が電気通信設備から通信情報を本人の同意なく収集・利用できる仕組みを構築しようとするものであり、憲法第21条や自由権規約第17条が保障する「通信の秘密」を侵害するおそれが極めて大きいと言わざるを得ません。また、自治体を含むインフラ事業者や民間企業との当事者協定によって、利用者に無断で通信情報が政府に提供される点も重大な問題です。

こうした包括的・無差別的な情報収集は、アメリカ国家安全保障局による大規模監視と類似しており、市民のプライバシーと人権、民主主義の基盤を深刻に揺るがすものです。

さらに、能動的サイバー防御法は、警察や自衛隊による国外サーバーへのアクセス・無害化措置を可能とする規定を含み、他国の主権を侵害し国際紛争を誘発する危険性があります。政府は国際法上の「緊急避難」によって違法性を阻却できるとしていますが、そのような解釈は一部の国の見解にすぎず、国際的な共通認識ではありません。日本が直接攻撃を受けていない段階で米軍と交戦中の国に対して無害化措置を行えば、日本が先制攻撃を行ったと受け止められる可能性が高く、憲法第9条の理念を根底から覆し、日本を戦争に巻き込む重大な危険性をはらんでいます。

よって、本市議会は、政府に対し、能動的サイバー防御法の廃止を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和 年 月 日

北九州市議会

提出先 内閣総理大臣  
サイバー安全保障担当大臣  
内閣官房長官

議員提出議案第27号

G X 推進法及びG X 基本方針の見直しと、真に持続可能な脱炭素政策の実施を求める意見書について

G X 推進法及びG X 基本方針の見直しと、真に持続可能な脱炭素政策の実施を求める意見書を関係行政庁に提出するため、議会の議決を求める。

令和7年6月13日

提出者	北九州市議会議員	永井	佑
〃	〃	伊藤	淳一
〃	〃	宇土	浩一郎
〃	〃	高橋	都
〃	〃	山内	涼成
〃	〃	荒川	徹
〃	〃	大石	正信

提案理由 政府は、G X 実行会議及びいわゆるG X 推進法を通じて、2050年カーボンニュートラルの実現を掲げているが、その中身は原発再稼働等、真の脱炭素とは逆行する内容であり、地球温暖化対策の先進都市として、脱炭素社会の構築等に取り組んできた歴史がある本市としては、これに逆行する国の方針が容認できないことから、G X 推進法及びG X 基本方針を抜本的に見直し、脱炭素戦略を撤回することなどを政府に要請するため。

## G X推進法及びG X基本方針の見直しと、真に持続可能な脱炭素政策の実施を求める意見書

政府は、G X（グリーン・トランスフォーメーション）実行会議及びいわゆるG X推進法を通じて、2050年カーボンニュートラルの実現を掲げていますが、その中身は原発再稼働・新增設、化石燃料の延命、CCS（二酸化炭素回収・貯留）の過信など、真の脱炭素とは逆行する内容となっています。

とりわけ、G X推進法は成長志向型カーボンプライミング構想の名のもと、G X経済移行債（国債）を発行し、将来世代に負担を先送りする一方、実質的には大企業や化石燃料産業への支援策を制度化するものです。これにより、脱炭素の名を借りて環境負荷の高い技術が温存・推進されるおそれがあります。

また、G X実現に向けた基本方針（以下「G X基本方針」という。）には、原子力など脱炭素効果の高い電源の最大限活用、水素・アンモニアの活用、LNG（液化天然ガス）火力の高度化・CCSの導入などが盛り込まれており、これらはいずれも科学的な妥当性や実現可能性に乏しく、むしろ再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの促進といった実効性ある脱炭素策を遅らせる要因になりかねません。

特に問題なのは、LNG火力発電を低炭素エネルギーとして新設・更新を推進している点です。LNGは石炭よりCO<sub>2</sub>排出量が少ないとされますが、採掘・液化・輸送・燃焼の全過程で多量の温室効果ガスを排出し、特にメタンガス漏れによる温暖化影響は極めて大きいことが科学的にも明らかになっています。

本市においても、新小倉LNG火力発電所の建て替え計画が進められており、これはG X基本方針に沿った動きの一環です。

一方、本市には、地球温暖化対策の先進都市として、再生可能エネルギーの地産地消や脱炭素社会の構築を目指して取り組んできた歴史があり、国の方針がこれに逆行することは容認できません。

よって、本市議会は、政府に対し、次の措置を講じるよう強く要請します。

- 1 G X推進法及びG X基本方針を抜本的に見直し、原発や化石燃料の延命を前提とした脱炭素戦略を撤回すること。
- 2 CCSや水素・アンモニア混焼など、技術的・経済的に不確実な対策に依存せず、再生可能エネルギーの抜本的拡大と、省エネルギーの推進を政策の柱とすること。
- 3 LNG火力発電を「移行期の低炭素電源」として扱うことをやめ、国内外の温室効果ガス排出に重大な影響を与えることを踏まえて、新設・更新を停止し、段階的な廃止に向けた方針を明確にすること。

- 4 GX経済移行債による将来世代への負担転嫁をやめ、脱炭素支援の財源は応能負担に基づくカーボンプライシング制度等の導入により公平に確保すること。
- 5 地方自治体・地域住民・市民社会が主導できる再エネ・省エネの地域づくりを支援し、地域分散型の持続可能なエネルギー転換政策を進めること。  
以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和 年 月 日

北九州市議会

提出先 内閣総理大臣  
経済産業大臣  
環境大臣  
GX実行推進担当大臣